

陸前高田市復興推進計画

平成30年3月12日
岩手県陸前高田市

1 計画の区域

岩手県陸前高田市

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波により、本市はかけがえのない尊い生命と財産、これまで、築き上げてきた歴史的、文化的財産を失うとともに、本市の中枢をなしてきた市街地や商業・観光施設、地場産業施設、住宅、交通網、行政機能など広範多岐にわたる地域の社会的機能が壊滅的な被害を受けた。

本市においては、平成23年12月に策定した「陸前高田市震災復興計画」に基づき、これまで、被災者の住宅再建や生業の再生など、一日も早い復旧・復興事業を最優先課題として新たなまちづくりを進めているところである。

市役所の位置については、市民の安全性、利便性、経済性等を考慮し、また、限られた市有地を基本とし、新たな用地も検討した結果、3か所4案を選定し、平成28年11月に市民及び市議会へ提示した。市内等における懇談の場で得られた意見、要望等を反映し、持続可能なまちづくりの観点から、現在の高田小学校の場所を新しい市役所とする、「陸前高田市役所位置設定条例の一部を改正する条例」を提案し、平成29年第2回陸前高田市議会定例会において可決され、市役所の位置が決定した。

本計画において市役所を建設しようとする復興特定区域は、大型商業施設や商店街を配置する中心市街地に隣接しており、ここに、新たな本市のまちづくりを進める行政機能の拠点となる市庁舎を整備することにより、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図るものである。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

市庁舎の整備予定区域は、被災市街地復興土地区画整理事業の区域内であり、当該区域の用途地域の見直しについては、区画整理事業完了予定の平成32年度以降となることから、早急に交流と回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを進めるため、当該区域に復興特定区域を設け、市庁舎の整備を推進する。

4 復興特定区域

陸前高田市高田町字下和野地内（資料2）

5 計画の目標を達成するために、実施し、又はその実施しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 復興推進事業の内容

4に示す復興特定区域に市庁舎を整備する。

(2) 実施主体

陸前高田市

(3) 特別の措置の内容

岩手県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

※ 建築物の整備に関する基本方針

第一種住居地域となっている4に示す復興特定区域に、床面積の合計が3,000㎡を超える市庁舎を建築する。

6 当該計画の実施が当該計画区域における復興の円滑かつ迅速な進捗と当該区域の活力の推進に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、交流と回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図ることによって、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

7 その他

本計画の策定に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、岩手県に意見を聴取したところ、計画に対する意見はなかった。